

厚木市子ども育成条例の一部改正の骨子

1 目的

本市では、こどもの健やかな成長と、保護者が子育てに誇りと喜びを感じてもらえる環境づくりを進めるため、平成24年に「厚木市子ども育成条例」（以下「条例」という。）を制定し、多様な施策・サービスに取り組んできました。

条例制定から12年が経過する中、本市は県内でも有数の「子育てのまち」として認知されるようになりました。一方で、想定を上回る少子化の進行に加え、児童虐待の増加やヤングケアラーの顕在化など、自治体規模では対処しきれない複雑・複合化した課題が全国的に深刻となってきました。

国は、こうした課題に対処するため、令和4年に「こども基本法」（以下「法」という。）を制定し、こどもに関する取組や施策を社会の真ん中に据えて強力に進めていこうという大きな方針を打ち立てました。

本市においても、これに準じて一体的な取組を進めるものですが、法との整合性を図るため条例の一部を改正するものです。

2 改正の考え方及び主な改正点

児童虐待や貧困といった社会的課題を背景に、法にこどもの権利保障に関する規定が設けられました。

条例においても、こどもの権利を守ることをより明確にするため、こどもの基本的人権の尊重について定めるなど、所要の措置を講じるものです。

- (1) 法では、心と身体の発達の過程にある者を平仮名で「こども」と定義し、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく、妊娠期を始めとするライフステージに応じて切れ目なく支援していくことを示しています。このことから、条例の題名を始め、条例中で用いる「子ども」の表記を平仮名に変更します。
- (2) 条例の基本理念は、法の趣旨を踏まえることとします。
- (3) 基本理念に、こどもの人権尊重並びにこどもの意見表明及びその尊重に関する項目を加えます。
- (4) 児童虐待、ヤングケアラー問題、こどもの貧困など、こどもを取り巻く様々な課題に対応しながら、本市の子育て環境の更なる充実を図る上では、市民が果たすべき役割は重要になることから、「市民の役割」を定める規定を新たに設けます。
- (5) 条例の基本理念に、こどもの意見表明の機会確保及びその意見を尊重する旨を加えることに伴い、こどもに関する計画等にこどもの意見を反映させることを担保するための規定を新たに設けます。
- (6) 子ども育成推進委員会の所掌事項を、「市が実施する子育て環境の充実を図るための施策の審議」とし、併せて、子ども・子育て支援法の規定に基づく合議制の機関を兼ねるものと再定義します。

こども基本法とこども育成条例（改正後）の基本理念の主な対応関係

こども基本法

こども育成条例（改正後）

第3条第1号 こどもの人権の尊重・差別の防止

第2条第1号 こどもの意見と最善の利益の尊重

第3条第2号 こどもの健やかな成長と教育を受ける権利

第2条第2号 こどもの成長する力の支援

第3条第3号 こどもの意見表明と社会参画

第3条第4号 こどもの最善の利益の優先

第2条第3号 保護者の子育ての喜びを深める支援

第3条第5号 子育て家庭のサポート・家庭環境の整備

第3条第6号 子育てに夢と喜びを感じられる社会の実現

第2条第4号 地域社会による子育て支援

3 厚木市子ども育成条例の一部改正

項目	改正前	改正後
題名の変更	厚木市子ども育成条例	厚木市こども育成条例
こどもの表記	「子ども」	平仮名表記「こども」に変更します。 ※「子ども・子育て支援法」の表記は変更しません。
基本理念に法の趣旨を踏まえること	規定されていません。	「こども基本法」の趣旨を踏まえる旨を規定します。
基本理念	3項目	4項目に改め、こどもの人権尊重及びこどもの意見表明について規定します。
市民の役割	規定されていません。	市の施策に関心と理解を深め、協力するよう努めることを規定します。
こどもの意見の反映	規定されていません。	こどもにかかわる計画等の策定に当たって、こどもの意見を反映させるために必要な措置を講ずることを規定します。
子ども育成推進委員会	所掌事務について、整理します。	
その他	文言整理等の所要の措置を講じます。	

4 関係例規の整備

- (1) 厚木市子ども育成推進委員会規則
 - ア 委員会名を「厚木市こども育成推進委員会」に改め、規則中「子ども」を平仮名表記に改めます。
 - イ 引用条項を改めます。
- (2) 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例
「子ども育成推進委員会」を「こども育成推進委員会」に改めます。

5 施行日

公布の日を予定しています。

6 条例改正のスケジュール

令和7年9月	厚木市子ども育成推進委員会、意見交換会の開催
11月	パブリックコメントの実施
令和8年1月	例規審査会
2月	厚木市議会議案提案
3月	周知、改正条例公布・施行